

児島ジーンズストリート(味野商店街) 出店規約

児島ジーンズストリート推進協議会では、「国産ジーンズ発祥の地児島」という地域産業の特性を活かし、空き店舗(味野商店街)にジーンズ関連商品を中心とした小売店などを誘致することで、来街者の増加を図り、地域の於ける産業観光の活性化を図る目的に「児島ジーンズストリート構想」を推進しています。この出店規約では出店者と児島ジーンズストリート協同組合、味野商店街連盟、児島自治会連合会、児島商工会議所等諸団体とが連携を取りながら「街づくり」を推進して頂くため、下記の諸条件を規定しています。

第1条(目的)

この児島ジーンズストリート(味野商店街)出店規約(以下「本規約」と略称する。)は、児島ジーンズストリート(味野商店街)に出店された方が、地域諸団体の味野商店街連盟、児島自治会連合会、児島商工会議所、児島ジーンズストリート推進協議会、児島ジーンズストリート協同組合(以下「地域諸団体」と略称する。)と一緒に「街づくり」を推進し、円滑に商店街活動を行うことを目的とする。

第2条(条件)

本規約の出店条件は、出店決定後は、児島ジーンズストリート協同組合をはじめ、地域諸団体に加盟し、地域諸団体等が行う事業に積極的に協力をする。

2 児島ジーンズストリート協同組合への加入については別途詳細(別紙2参照)を定める。

第3条(出店申込)

児島ジーンズストリート(味野商店街)の出店申込は、所定の申込用紙に必要事項を記入の上、児島ジーンズストリート推進協議会若しくは児島ジーンズストリート協同組合宛てに提出する。

第4条(申込の拒絶)

出店申込があっても、申込書に虚偽の事実の記載が認められた場合や、地域諸団体との協調並びに不利益等を与える恐れがある場合は、申込を拒絶することができる。

第5条(協議)

本規約に規定のない事項及び本規則の各条項について疑義が生じた場合、出店者及び地域諸団体は誠意をもって協議し、解決するものとする。

附 則

1. この出店規約は、平成25年6月1日から施行する。